

函館市保育料特別徴収取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第22条の規定による児童手当からの保育料（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項の規定により徴収する費用、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項の規定により徴収する費用および函館市立保育所条例（昭和34年函館市条例第10号）第4条第3項の規定による保育料をいう。以下同じ。）の徴収（以下「特別徴収」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 特別徴収の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 法第7条の認定を受けた者で保育料を支払うべき扶養義務者であるもの

(2) 保育料について未納に係る催告を受けたにもかかわらず当該保育料を納付しない者のうち、当該催告に係る指定期限までに納付の意思を示さないもの

2 前項の規定にかかわらず、保育料を納付しないことについてやむを得ない事情があると認めるときは、特別徴収を行わないことができる。

(特別徴収の方法により徴収する保育料)

第3条 特別徴収の方法により徴収する保育料は、特別徴収の対象となる児童手当の支払期月ごとに支給する月分のものとする。

(特別徴収の方法により徴収する保育料の額)

第4条 特別徴収の方法により徴収する保育料の額は、当該保育料に係る児童に係る児童手当の額の範囲内で市長が決定するものとする。

(通知)

第5条 法第22条第2項の規定による通知は、特別徴収に係る児童手当の支給日前までに別記様式の通知書によりしなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

